

国立民族学博物館運営会議規則

平成16年4月9日
規則第 4 号

(趣旨)

第1条 この規則は、人間文化研究機構大学共同利用機関運営会議規則（以下「運営会議規則」という。）第7条に基づき、国立民族学博物館（以下「本館」という。）に置く、運営会議の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 運営会議は、17名の委員をもって組織し、運営会議規則第2条第1号に掲げる委員のほか、同条第2号に掲げる委員については、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 各副館長
- (2) 各研究部長
- (3) 情報管理施設長
- (4) 学術資源研究開発センター長
- (5) 館長が指名する総合研究大学院大学文化科学研究科地域文化学専攻長又は比較文化学専攻長

(副議長)

第3条 運営会議に、運営会議規則第6条第1号に掲げる議長のほか副議長を置き、議長が指名する。

- 2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときはその職務を代理し、その職務を代行する。

(招集)

第4条 運営会議は、館長の求めに応じ、議長がこれを招集する。

(議事)

第5条 運営会議は、委員（外国出張等海外渡航者を除く。）の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。

- 2 運営会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 館長候補者の選考及び研究教育職員の人事に係る議決については、第1項及び第2項にかかわらず、委員（外国出張等海外渡航者を除く。）の3分の2以上の出席において、3分の2以上の同意を得るものとする。

(意見の聴取)

第6条 議長は、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、意見を聴取することができる。

(専門委員会の設置)

第7条 運営会議に、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会に関する事項については、別に定める。

(庶務)

第8条 運営会議の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、運営会議の運営に関し必要な事項は、運営会議が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月9日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。